



平成18年8月28日

各 位

会社名 株式会社 構造計画研究所  
代表者名 代表取締役社長 服部 正太  
(JASDAQ・コード4748)  
問合せ先 執行役員 財務部長 三木 隆司  
電 話 03-5342-1141

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月28日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成18年9月27日開催予定の当社第48期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成18年9月27日

#### 2. 定款変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」といいます。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款について所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第10条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第17条)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第17条)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第26条第2項)

取締役がその職務の遂行にあたり期待される役割をより適切に行えるよう、取締役の賠償責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できるようにするための規定を新設するものであります。なお、当該規定の新設に関しては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第29条)

補欠監査役の予選の効力を定める規定を新設するものであります。(変更案第32条第3項)

監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割をより適切に行えるよう、監査役の賠償責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第38条)

会計監査人に関する章を新設し、選任および任期、責任免除に関する規定を新設するものであります。(変更案第6章、第39条~第41条)

会社法において、株主総会、取締役会および監査役会の議事録は、会社法および法務省令に基づき作成することと規定され、これらに関する定めは不要となりましたことから削除するものであります。(現行定款第15条、第23条および第32条)

その他、会社法に基づく必要な規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、株式会社構造計画研究所と称し、英文ではKOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc. と表示する。	(商 号) 第1条 <現行どおり>
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 技術士による技術コンサルタント業務 2 建築士による建築設計並びに監理業務 3 情報処理にかかわるソフトウェア開発業務 4 電子計算機及びそのシステムの開発、販売並びに研究業務 5 測量にかかわる業務 6 技術図書の出版業務 7 技術教育セミナー等の研修業務 8 不動産の賃貸業務 9 上記各号に附帯する一切の業務	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1)</u> 技術士による技術コンサルタント業務 <u>(2)</u> 建築士による建築設計並びに監理業務 <u>(3)</u> 情報処理にかかわるソフトウェア開発業務 <u>(4)</u> 電子計算機及びそのシステムの開発、販売並びに研究業務 <u>(5)</u> 測量にかかわる業務 <u>(6)</u> 技術図書の出版業務 <u>(7)</u> 技術教育セミナー等の研修業務 <u>(8)</u> 不動産の賃貸業務 <u>(9)</u> 上記各号に附帯する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。	(本店の所在地) 第3条 <現行どおり>
< 新 設 >	(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)  第 5 条 当社が発行する株式の総数は、  21,624,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)  第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項  第2号の規定により、取締役会の  決議をもって自己株式を買受ける  ことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(1単元の株式の数)  第 7 条 当社の1単元の株式の数は、100  株とする。  2 当社は、<u>1単元の株式の数に満  たない株式(以下「単元未満株式  」という。)に係わる株券を発行し  ない。ただし、株式取扱規程に定  めるところについてはこの限りで  ない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)  第 6 条 当社の発行可能株式総数は、  21,624,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)  第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の  規定により、取締役会の決議によ  って市場取引等により自己の株式  を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)  第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行  する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  第 9 条 当社の単元株式数は、100株とす  る。  2 当社は、<u>第8条の規定にかかわ  らず、単元未満株式に係る株券を  発行しない。ただし、株式取扱規  程に定めるところについてはこの  限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)  第10条 当社の株主(実質株主を含む。  以下同じ。)は、<u>その有する単元未  満株式について、次に掲げる権利  以外の権利を行使することができ  ない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる  権利</u>  (2) <u>会社法第166条第1項の規定による  請求をする権利</u>  (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集  株式の割当ておよび募集新株予約  権の割当てを受ける権利</u>  (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)  第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に  定めるところにより、その有する  単元未満株式の数と併せて単元株  式数となる数の株式を売り渡すこ  とを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定める事項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式について名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類および株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>2 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を</u>もって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を</u>もって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)  <u>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)  第16条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)  第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)  第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>2 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)  第20条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役の選任)  第21条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>3 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役の任期)  第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第24条 &lt; 現行どおり &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。  &lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)  第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程)  第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)  第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってそれぞれ定める。</p>	<p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)  第25条 取締役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(取締役会規程)  第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>( 監査役の員数 )  第26条 当会社の監査役は、<u>3 名以上</u>とする。</p> <p>( 監査役の選任 )  第27条 監査役は、株主総会において選任する。  2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>( 監査役の任期 )  第28条 監査役の任期は、就任後4年内の<u>最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。  2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>( 常勤の監査役 )  第29条 監査役は、その<u>互選により</u>常勤の監査役を定める。</p>	<p>( 取締役の責任免除 )  第29条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 ( 取締役であった者を含む。 ) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>( 監査役の員数 )  第30条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>( 監査役の選任 )  第31条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>( 監査役の任期 )  第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に<u>終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。  2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  3 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>( 常勤の監査役 )  第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってそれぞれ定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p><u>第39条</u> 会計監査人の選任決議は、株主総会において、出席した株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>2 会計監査人の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>—</p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(<u>営業年度および決算期</u>)</p> <p><u>第35条</u> 当社の営業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とし、<u>営業年度末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p><u>第36条</u> 当社の利益配当金は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p>	<p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p><u>第42条</u> 当社の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第42条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第37条</u> 取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第38条</u> 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第37条</u> 当会社は、毎年12月31日を基準日として、取締役会の決議により中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第45条</u> 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には、利息をつけない。</p>

以 上